

こちらが国会宛署名です

国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件の改善を！

＜請願項目＞

1. 教育予算を〇 E C D 諸国並みに計画的に増やしてください。
2. 義務・高校標準法を改正し、国の責任で、中学校、高校での35人以下学級を早期に実現してください。全ての校種で少人数学級をさらに前進させてください。幼稚園や特別支援学級・学校の学級編制標準の引き下げをすすめてください。
3. 有期雇用ではなく、正規・専任の教職員を増員してください。
4. 教育費の保護者負担を軽減するとともに教育無償化をすすめてください。
 - (1) 高校・大学等の学費無償化や高校生・大学生等への給付奨学金制度の拡充をすすめてください。
 - (2) 私学経常費助成補助の増額と高等学校等就学支援金拡充の確実な実施で学費の公私間格差をなくしてください。
 - (3) 給食無償化を実現し、安全安心で豊かな給食を提供できるよう、自治体への財政支援をすすめてください。
5. 公立・私学ともに安全安心な環境のもとで学ぶことができるよう、教育条件や施設の改善をすすめてください。
 - (1) 特別支援学校の過大・過密解消のため、国による財政支援の拡充、学校新設や既存校への「特別支援学校設置基準」の確実な適用をすすめてください。
 - (2) 学校の耐震化・老朽化対策、洋式トイレやエアコンの普及、バリアフリー化をすすめてください。
6. 能登半島地震や東日本大震災などの自然災害、福島第一原発事故の被害を受けた子どもを守り、学校と地域の要望を反映した復旧・復興を至急すすめてください。

氏名	住所 (署名は、姓や住所を「同上」や「」としないでください)
	県 郡・市 町

取り扱い団体 全栃木教職員組合 この署名は目的以外に使用しません。

こちらが県宛署名です

栃木県知事様

栃木県教育委員会様

教育予算の増額、父母負担軽減、教育条件の改善を実現して、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行うことを求める要請

日本国憲法や子どもの権利条約に基づき、すべての子どもたちにゆきとどいた教育を行えるよう、以下のことをすみやかに実現してください。

1. 公立学校すべての職種の教職員を増やして、きめ細やかな教育を行える少人数の学級編制としてください。高校も35人以下学級としてください。「臨時免許」や免許外担当をなくしてください。複式学級の編制基準を引き下げてください。
2. 県の教育予算を増やすとともに、特別活動（生徒会費）等の保護者負担を見直してください。学校給食費の無償化をすすめてください。
3. 義務教育の国庫負担制度の堅持・拡充を国に求めてください。
4. 特別支援教育について
 - (1) 特別支援学校の「教室不足」は一刻も早く解消してください。
 - (2) 小中学校の特別支援学級の学級編制基準を引き下げてください。県立高校に特別支援学級を設置し、すべての子どもの後期中等教育を保障してください。
 - (3) 学校教育法に則り、すべての特別支援学校に寄宿舎を設置してください。
5. 高校教育について、機会の均等化を今以上にすすめてください。高校・学科の再編・統廃合、定員、入学選抜の方法などについては、子どもたちも含め関係する人たちの意向を尊重してください。
6. 私立中・高校等への経常費助成について、県単独予算による助成額を大幅に増やしてください。
7. 安全で安心な教育環境を実現してください。文部科学省「学校環境衛生基準」を十分に満たす教育環境にしてください。体育館、特別教室等へのエアコン設置をすすめてください。私立中・高校への施設・設備助成を拡充してください。

氏名	住所 (署名は、姓や住所を「同上」や「」としないでください)
	県 郡・市 町

取り扱い団体 全栃木教職員組合 この署名は目的以外に使用しません。

栃木の教育をより豊かなものとするために

全県立高校での35人学級、特別支援学級の学級編成基準の引き下げを！

国の責任による小学校全学年での35人学級が実現しました。栃木県では、小中学校すべての学年での35人学級となりました。文部科学省は来年度予算に、段階的な中学校での35人学級のための費用を請求をしています。栃木県などの先進的な取り組みが、国を動かしたことになるのです。そして何よりも、少人数学級実現を求めて、長年取り組まれてきたこの教育全国署名の成果であり、署名に協力してくれた人々の努力のたまものと言えます。

子どもたちは、小中学校の9年間、35人学級で学んでいます。高校でも35人学級で学ぶことが、学びの継続になると思います。一人一人が大切にされ、ていねいな「学びあい」ができる学習環境が実現されることを望みます。県はぜひ、早急に高校での35人学級に踏み出してください。

また、小中学校の特別支援学級の編制基準は8名とされています。県教委も国にこの基準引き下げを求めていますが、国の基準改正を待つことなく、県独自の基準引き下げを求めます。

教職員を増やし、長時間労働の解消を！欠員がないように正規教員を増やしてください！

先に行われた国会で、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」（給特法）が「改正」されました。この法「改正」では、教員に残業代を支給して長時間労働をなくしていく方法ではなく、現行の給与月額（基本給）の4%を支給する、教職調整額を増額していくことにしました。「在校等時間」とされる教員の時間外勤務について、これまで以上に制限されることになりますが、それでも7時間45分の勤務時間を超えて働く状況は解消されません。

栃木県でも、教職員の欠員があります。こうした状況を解消するには、臨時的な教員に頼るのではなく、やはり正規採用の教員を十分に確保することが求められます。

法律に基づいて、特別支援学校に寄宿舎の設置を！教室不足の解消を！

県教委は、那須特別支援学校と栃木特別支援学校に設置されていた寄宿舎を廃舎しました。私たちはこのことについて、声明を出し、『下野新聞』も記事にしてくれました。

そもそも学校教育法第78条は「特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。」としています。設置が原則なのです。寄宿舎教育が必要とされる子どもたちのために、県教委は法律に則って、すべての特別支援学校に寄宿舎を設置を求めます。

衆議院議長様
参議院議長様

国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進、教職員定数増、教育無償化、教育条件の改善を！

日本の教育環境は他国と比べても十分とは言えません。O E C D 平均である20人程度の学級に比べ、学級規模は大きすぎます。高等教育における私費負担割合もO E C D 平均の2.2倍です。子どもたちのいのちと健康を守り、学びを保障していくためには、教育の無償化実現や20人学級を展望した少人数学級のさらなる前進、教職員の増員、養護教諭や学校栄養職員・栄養教諭等の配置拡充等のゆきとどいた教育条件整備が必要です

学校現場では教職員の未配置が起きています。新年度の4月に教職員が足りず、担任が配置できない学校は各地で出ています。教職員の負担軽減をすすめるとともに、正規の教職員を増員することが求められています。あわせて、私立高校等経常費助成補助を大幅増額し、私学でも専任の教職員を増員できる条件整備をすることが必要です。

教育を受けることは基本的人権であり、教育無償化は重要です。大学等の高等教育までの教育無償化を実現するためにも、高等学校等就学支援金制度拡充の確実な実施や、給付奨学金制度のさらなる拡充など、国際人権A規約13条2項「無償教育の漸進的導入」を具体化させるべきです。給食無償化は、給食の安全性を確保し、豊かな給食や食教育を実現できる予算確保が必要です。

日本の「公財政教育支出の対G D P比（2021年）」は2.90%とO E C D 諸国の中で最低です。これをO E C D 諸国平均4.15%まで引き上げれば、小・中学校、高校までさらなる少人数学級の前進、公立・私学ともに就学前から大学までの教育無償化など、ゆきとどいた教育を保障する教育条件整備をすすめることができます。

憲法と子どもの権利条約が生きて、一人ひとりがかがやく学校づくりをすすめるために、そして「すべての子どもたちに、学習する権利、発達する権利を保障する教育」としてのインクルーシブ教育の実現のため、国の責任でゆきとどいた教育を実現する教育条件整備が行われるよう、以下、請願します。